

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 防ダニ寝具と医療費控除

**Q** :アトピー性皮膚炎に効果があると勧められ、防ダニ寝具を購入しました。この寝具の購入費用は、医療費控除の対象になりますか。

**A** :医療費控除の対象にはなりません。

### 【解説】

医療費控除の対象となる医療費には、診療、治療、施術又は分べんの介助を受けるため直接必要な次のような費用が含まれます。

- (1) 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの
- (2) 義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入の費用
- (3) 知的障害者福祉法、児童福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診療費用や(1)、(2)の費用に当たるもの

このように、医師等による診療又は治療を受けるために直接必要な医療用器具等の購入費用で通常必要なものについては、医療費控除の対象となる医療費の範囲に含まれるものとして取り扱っていますが、ここでいう医療用器具等とは、それ自体が医療用器具等である場合に限られていると考えられています。

したがって、ご質問の防ダニ寝具は、それ自体が医療用器具等には当たりませんから、その購入費用は、医療費控除の対象にはなりません。

